

北九州市都市計画道路6号線整備事業に係る環境影響評価方法書 に対する市長意見

1 環境影響評価の項目の選定について

環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）において、工事の実施に伴う動物、植物及び地域生態系への影響並びに軟弱地盤の改良に伴う地下水の水位への影響は、評価項目として選定されていないが、評価項目の選定の判断材料となる事業特性及び地域特性に関する情報が十分に記載されていないため、評価項目として選定すべきであるか確認ができない。

これらの項目について、評価項目として選定するか否かを検討し、評価項目として選定する必要がある場合は、環境影響評価を実施し、評価項目として選定しない項目については、その理由を環境影響評価準備書に記載すること。

なお、現在の方法書に記載されている評価項目について、見直しの必要性が生じた場合には、必要に応じて学識経験者等の助言及び指導を受け、事業特性を考慮した評価項目の選定を行い、環境影響評価を実施すること。

2 調査、予測及び評価の手法について

(1) 自動車交通量について

北九州市都市計画道路6号線の供用開始に伴い、当該道路に接続する既存道路の自動車交通量が増加し、既存道路の周辺環境に影響を与えることが懸念されるため、当該道路供用後における既存道路の自動車交通量を予測すること。

(2) 動物について

方法書において、鳥類の調査については既存資料の情報を収集し、その情報を整理し、解析する旨が記載されているが、この方法のほかに、学識経験者及び地元住民への聞き取り調査を実施した上で予測し、評価すること。

(3) 景観について

対象事業実施区域にある潮遊溝は、干拓が行われたことを示す歴史的な文化遺産である。道路の存在に伴う景観への影響については、対象事業実施区域の自然環境に与える影響のほかに、この歴史的な景観に与える影響についても予測し、評価すること。